

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

-林業職種の育林・素材生産作業の基準について-

令和6年9月

出入国在留管理庁・厚生労働省・林野庁 編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、主務大臣と事業所管大臣は協議の上、当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 林業職種の育林・素材生産作業(以下単に「育林・素材生産作業」という。)における技能実習については、林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(令和6年農林水産省告示第1779号。以下「告示」という。)において、固有の基準が定められています。
- 各基準の詳細は以下のとおりです。

第1 技能実習の内容の基準について

【関係規定】

(技能実習の目標及び内容の基準)

規則第10条

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣(法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。)が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条 林業職種の育林・素材生産作業(以下単に「育林・素材生産作業」という。)に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、規則第十

条第二項第二号二に規定する安全衛生に係る業務において、別表の上欄に掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として、第一号技能実習に係るものである場合にあっては総時間数が四十六時間以上、又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては総時間数が九十七時間以上、技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。以下同じ。）が育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習（座学、見学、実地訓練を含む。）を実施することとしていることとする。

別表

技能実習の区分	事項	時間数
第一号技能実習	育林・素材生産に共通する事項	21
	育林に関する事項	19
	素材生産に関する事項	6
	合計	46
第二号技能実習	育林・素材生産に共通する事項	30
	育林に関する事項	9
	素材生産に関する事項	58
	合計	97

○ 育林・素材生産作業に係る技能実習では、規則第10条第2項第2号二に規定する安全衛生業務については、一般的に

- ① 雇入れ時の安全衛生教育
- ② 作業開始前の保護具の着用
- ③ 作業に必要な機械及び周囲の安全確認
- ④ 異常時の応急措置の習得

に関する内容等を行うことが求められます。その上で、育林・素材生産作業に係る技能実習では、効果的な技能の修得と労働災害防止を図る観点から、規則第10条第2項第2号二に規定する安全衛生業務の内容の一部を具体的に定めています。第1号技能実習に係るものである場合には総時間数が46時間以上、第2号技能実習に係るものである場合には総時間数が97時間以上、当該業務の中で、技能実習指導員は技能実習生に対し、それぞれの実習期間において、別表に定められている事項について、同表の時間数を標準として、育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習（座学、見学、実地訓練を含む。）を実施することが求められます。なお、同表の事項・時間数については、別紙1によりさらに詳細に記載していますので、これに従って実施してください。

○ 具体的には別紙1に記載の事項等について、厚生労働省のホームページに掲載している「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）等の関連する規定も参照しつつ、以下に記載の教材を使用し、実習実施者が配置する技能実習指導員から技能実習生に対し定められた時間数の講習を行うこと

が求められます。

※厚生労働省ホームページ 伐木作業・林業における安全対策

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599584.pdf>

「育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習」の教材

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.1

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.2

・フォレストワーカー研修テキスト Vol.3

(一般社団法人全国林業改良普及協会)

・育林・素材生産作業に関する講習テキスト(全国森林組合連合会)

(後日、林野庁HPに掲載予定)

- 当該講習については、育林・素材生産作業の労働災害発生率が高いといった労働環境や実習内容等に鑑み、効果的な技能の修得に加え、特に労働災害防止を図る観点から、必須業務となる安全衛生業務の中で、講習項目や時間等を規定して実施することを求めているもので、技能実習生に実際の業務を行わせる前にその業務内容に係る項目の講習を行う必要があります。また、「実習実施予定表」の「技能実習の内容」の欄に「育林・素材生産作業に関する講習」を記載していただく必要があります。

【確認対象の書類】

・実習実施予定表(別記様式第1号(第4条第1項関係))

【留意事項】

「実習実施予定表」の「技能実習の内容」の欄に「安全衛生業務」として「育林・素材生産作業に関する講習」を記載していただく必要があります。

第2 技能実習を行わせる体制の基準

【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 (略)

告示第2条 育林・素材生産作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者(規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。)が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の認定を受けている者
 - ロ 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者
- 二 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 一級又は二級の技能検定(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項に規定する技能検定をいい、林業職種に係るものに限る。以下この条において同じ。)に合格した者
 - ロ 三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの
- 三 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 一級の技能検定に合格した者
 - ロ 二級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの
- 四 技能実習生が育林・素材生産作業に従事する現場において、緊急時における連絡体制を整備することとしていること。
- 五 技能実習生が伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該技能実習生に対して指示をすることができる場所に技能実習指導員を配置することとしていること。
- 六 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては、第一条に規定する講習に係る技能実習生の習熟度を確認するための書類により、当該習熟度を確認することとしていること。

(経過措置)

附則第2条 令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第二号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成八年農林水産省令第二十五号)第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者(フォレストリーダー)の区分で登録されている者」と、同条第三号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業

について十年以上の経験を有する者」とする。

- 実習実施者は、技能実習生を安全に実習させることができる事業体であることが求められており、関係法令に基づいて労働環境の改善等に取り組んでいることが都道府県知事に認められている事業体である、①林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の認定を受けている者、又は、②森林経営管理法第36条に基づく民間事業者であることが求められます。
- 技能実習指導員は、技能実習生を安全に実習させることができるよう必要な指導を行うため、技能検定に合格する水準の技能が求められます。
- ただし、林業職種の技能検定は令和6年8月29日に開始し、技能検定の合格者が少ないため、附則第2条のとおり、令和9年3月31日までは経過措置として以下に記載の者も技能実習指導員とすることができることとしています。
 - ・ 第1号技能実習又は第2号技能実習に係る技能実習指導員
 - ① 育林・素材生産作業に関し7年以上の実務の経験を有する者
 - ② 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に基づき、「現場管理責任者(フォレストリーダー)」と登録されている者
 - ・ 第3号技能実習に係る技能実習指導員
 - ① 育林・素材生産作業に関し10年以上の実務の経験を有する者
- 技能実習生が作業に従事する現場においては、緊急時における連絡体制が整備されていることが求められます。厚生労働省のホームページに掲載している「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3)を参照し、連絡体制を整備する必要があります。

※厚生労働省ホームページ 伐木作業・林業における安全対策
「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599927.pdf>
- 技能実習生が伐木作業に従事する現場においては、緊急時に指示が出せる範囲内に技能実習指導員を配置することが求められます。
- 告示第1条関係の講習の修了後、技能検定の受検までの間に、技能実習生が当該講習の内容を理解しているかの確認を、林業参考様式第1号のチェックリストを用いて実施してく

ださい。チェックリストのチェックポイントを参照し、技能実習生が理解した月日を記載してください。全ての項目について技能実習生が理解するまでチェックリストでの確認を行ってください。

【確認対象の書類】

○申請者の基準

- ・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定通知書の写し
- ・森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条に基づく民間事業者として公表されているホームページ等の写し

○技能実習指導員の基準

- ・技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-5号)
- ・技能検定合格証の写し
- ・研修修了者名簿登録証(現場管理責任者(フォレストリーダー))及び研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書(登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度末日を超える場合に限り。)
- ・林業労働力確保支援センターが証明する研修修了者名簿記載証明書

○緊急時における連絡体制の整備

- ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書(林業参考様式第2号)

○伐木作業に従事する現場における技能実習指導員の配置

- ・林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書(林業参考様式第2号)

○育林・素材生産作業に係る習熟度の確認

- ・育林・素材生産作業に係る習熟度を確認するための書類(林業参考様式第1号)

第3 技能実習生の数

【関係規定】

(技能実習生の数)

規則第16条 法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習(次号に規定するものを除く。) 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。)の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数
- 二 企業単独型技能実習(この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限り。)又は

団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数)

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可(法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。)を受けた者である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数)、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数)

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4 (略)

告示第3条 育林・素材生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数

は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生及び一
号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）
別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係る
ものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を含まない。以下この条において同じ。）
の総数を超えないものとする。

一 企業単独型技能実習（次号に掲げるものを除く。） 第一号技能実習生については申
請者の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について
は申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に掲げる企業単独型技能実習
に限る。）又は団体監理型技能実習 次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の
総数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数、第二号技
能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の
基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に
適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（外国人の技能実
習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
第二条第十項に規定する監理許可をいう。）を受けた者である場合には、育林・素材
生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる
技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習生の総数が
申請者の常勤の職員の総数を超えないものとする。

一 前項第一号に掲げる企業単独型技能実習 第一号技能実習生については申請者
の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生については申請
者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生については申
請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総
数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて
得た数、第二号技能実習生については同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数、
第三号技能実習生については同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数

- 育林・素材生産作業に係る技能実習生の数については、規則に規定する上限に加え、技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えることができないこととしています。
- 常勤の職員には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、1号特定技能外国人を含みません。林業は、他産業よりも労働災害発生率が高い産業であるとともに、林業従事者が一つの現場だけでなく、様々な現場に出向いて働くことを必要としますので、技能実習生を適切に指導し、育成するためには、技能実習指導員に加えて、一定の常勤雇用者が必要であるためです。

【確認対象の書類】

- ・人数に関する申請者の概要書(林業参考様式第3号)
- ・技能実習生の名簿(参考様式1-1号)

第4 帳簿書類

【関係規定】

(帳簿書類)

規則第22条 法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

- 一 技能実習生の管理簿
- 二 認定計画の履行状況に係る管理簿
- 三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌
- 四 企業単独型実習実施者にあつては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 (略)

告示第4条 育林・素材生産作業に係る規則第二十二条第一項第五号に規定する告示で定める書類は、第二条第六号の規定により、技能実習生の育林・素材生産作業に係る習熟度を確認した結果を記載した書類とする。

- 育林・素材生産作業に係る技能実習の内容の基準として、第1号技能実習又は第2号技能実習に係るものである場合には、実習実施者は技能実習生に対し、それぞれの実習期間において、第1号技能実習においては 46 時間以上、第2号技能実習においては 97 時間以上、別紙1に記載する育林・素材生産作業の講習の事項等に従って、育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習を実施することが求められます(再掲 告示第1条)。

- 技能実習生が第1条関係の講習の内容を理解しているかの確認を、林業参考様式第1号のチェックリストを用いて実施してください(再掲 告示第2条)。

- 実習実施者は技能実習生の習熟度を確認したチェックリストを備え置く必要があります。規則第52条第1号二により、監査の際に監理団体は団体監理型実習実施者の事業所において帳簿書類等を開覧することになっているため、チェックリストが適切に備え置かれているかは、監理団体に定期監査の際に確認されることとなります。

【確認対象の書類】

・育林・素材生産作業に係る習熟度を確認するための書類(林業参考様式第1号)

(別紙1) 告示に定める育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習の事項等

対象者	事項	細目	実施内容	項目の時間数 (時間)	細目の時間数 (時間)	育林・素材生産作業に係る習熟度を 確認した結果を記載した書類名	
1号 技能 実習 生	共通	現場作業における安全	安全作業の必要性への理解や労働災害防止の基本的な知識（安全装備、作業手順等）の習得	21.0	5.0	① チェックリスト（資材・設備管理等） ② チェックリスト（転倒・滑落）	
		健康管理	屋外労働に必要な健康管理等の知識の習得		1.0		
		刈払機のメンテナンス	刈払機の構造、清掃、目立て、部品交換等の知識や技術の修得		6.0		
		チェーンソーのメンテナンス	チェーンソーの構造、清掃、目立て、部品交換等の知識や技術の修得		6.0		
		道具・資材のメンテナンス	その他の資材・道具（手ノコ、ナタ等）のメンテナンス		3.0		
	育林	造林作業の種類と目的	地植え、植栽の内容、目的、適期等の知識等の習得	19.0	2.5	③ チェックリスト（育林作業） ④ チェックリスト（刈払機作業）	
		安全な造林作業	地植え・植栽作業等の作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得		6.5		
		育林作業の種類と目的	下刈り、つる切り、除伐、枝打ち（地域に応じて雪起こし）の内容、目的、適期等の知識等の習得		2.0		
		安全な育林作業	下刈り、つる切り、除伐、枝打ち（地域に応じて雪起こし）の作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得、刈払機の目立て		8.0		
	生素 産材	チェーンソーによる素材生産の進め方	伐採作業における安全確保、伐採箇所の事前踏査・打合せ、枝払い、玉切りについての知識等の習得	6.0	3.5	⑤ チェックリスト（伐木作業、造材作業）	
		安全な造材作業	枝払い、玉切りの作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得		2.5		
	計				46.0	46.0	—

事項の「共通」は告示の別表に定める「育林・素材生産に共通する事項」、事項の「育林」は告示の別表に定める「育林に関する事項」、事項の「素材生産」は告示の別表に定める「素材生産に関する事項」

対象者	事項	細目	実施内容	項目の時間数 (時間)	細目の時間数 (時間)	育林・素材生産作業に係る習熟度を 確認した結果を記載した書類名
2 号 技 能 実 習 生	共 通	現場作業の改善	現場のコミュニケーション技術、作業計画や安全面、技術面等の改善ポイント	30.0	5.0	① チェックリスト（資材・設備管理等） ② チェックリスト（転倒・滑落）
		現場作業の改善（グループ討議）	現場のコミュニケーション技術、作業計画や安全面、技術面等の改善についてのグループ討議		4.0	
		森林整備での労働災害	森林整備の労働災害の事例研究、ヒヤリハット報告等のグループ討議等		3.0	
		素材生産での労働災害	素材生産の労働災害の事例研究、ヒヤリハット報告等のグループ討議等		3.0	
		刈払機のメンテナンス（技術の確認）	刈払機の構造と点検、整備、目立ての修得状況の確認（フォローアップ）		3.0	
		チェーンソーのメンテナンス（技術の確認）	チェーンソーの構造と点検、整備、目立ての修得状況の確認（フォローアップ）		3.0	
		道具・資材のメンテナンス（技術の確認）	ワイヤーロープやその他の資材の点検の修得状況の確認		3.0	
		森林整備の省力化・低コスト化作業	造林、育林、間伐作業の省力化・低コスト化の知識等の習得		6.0	③ チェックリスト（育林作業） ④ チェックリスト（刈払機作業） ⑤ チェックリスト（伐木作業、造材作業）
	育 林	安全な造林作業の確認	地拵え、植栽等の作業前の安全確認、植付けの技術等の修得状況の確認（フォローアップ）	9.0	3.5	③ チェックリスト（育林作業） ④ チェックリスト（刈払機作業）
		安全な育林作業の確認	下刈り、除伐等の作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得状況の確認（フォローアップ）		3.5	
		造林作業における省力化	地拵えの機械の活用、コンテナ苗や低密度植栽等の事例紹介等		1.0	
		育林作業における省力化	下刈りの省力化の事例紹介等		1.0	
	素 材 生 産	安全な造材作業の確認	枝払い、玉切りの作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得状況の確認（フォローアップ）	58.0	3.0	⑤ チェックリスト（伐木作業、造材作業）
		間伐作業の種類と目的	伐り捨て、利用間伐等の内容、目的、適期、間伐率、選木等の知識等の習得		4.0	
		安全な伐倒作業（保育間伐）	保育間伐の作業前の安全確認、選木や伐倒の作業実習による技術等の修得		14.0	
		間伐作業における省力化	強度間伐、列状間伐等の事例研究		2.0	
		安全な伐倒作業（利用間伐・主伐）	伐倒の作業前の安全確認、作業実習による技術等の修得		9.5	
		かかり木等処理の進め方	かかり木処理における安全確認、災害事例研究、遵守事項、かかり木処理の方法の習得		6.0	
		安全なかかり木等処理作業	かかり木処理前の安全確認、作業実習や講義による技術等の修得		12.0	
		安全な集材作業	作業前の安全確認、作業中の安全確保、木寄せ、荷掛け作業の技術の修得		5.5	
		安全な素材生産作業の確認	伐倒・造材・集材作業についての討議・意見交換	2.0		
	計		97.0	97.0	—	

事項の「共通」は告示の別表に定める「育林・素材生産に共通する事項」、事項の「育林」は告示の別表に定める「育林に関する事項」、事項の「素材生産」は告示の別表に定める「素材生産に関する事項」

林業参考様式第1号 育林・素材生産作業に係る習熟度を確証した結果を記載した書類

① チェックリスト(資材・設備管理等)

実習実施者名	備考
技能実習生名	
技能実習指導員名	

作業種	作業内容	チェックポイント	チェックポイントを満たせた月日を記入	指導・指摘事項	
資材・設備管理	安全衛生	作業衣・保護具を準備し正しく着用しているか	肌を露出せず、袖じまり、裾じまりのよい作業衣を着用しているか		
			あごひもをしっかりと締めるなどヘルメットを正しく着用しているか		
			足に合っ、滑りにくく安全に配慮した丈夫な履き物を着用しているか		
			保護具は正しく着用し、作業内容に応じて防蜂網を着用しているか		
			作業現場の危険箇所の把握、具体的な安全対策(標識等)をしているか		
			緊急時の連絡方法(通話可能地点等)、手順を知っているか		
	指差し呼称	合図・指差呼称を適切に行っているか	合図を確実にしているか		
			作業中の作業者に近づくときは合図を確実にしているか		
			作業の要所要所で確認すべき対象を確認し、指差呼称しているか		
	機具・道具類維持管理	安全にワイヤーロープ等の点検・メンテナンスを行っているか	ワイヤーロープの取扱い時には革手袋等を着用しているか		
			足場の安定した場所で作業しているか		
			ワイヤーロープの径に合った器具・工具を使用しているか		
工具類を散乱させて作業していないか					
安全に刈払機、チェーンソーの点検・メンテナンスを行っているか		火気の側で作業していないか			
		燃料を抜いてから分解整備等を行っているか			
		機械に応じた専用の工具を使用しているか			
		取り外した部品類はゴミ等が付着しないように整理しているか			
		目立て角度、刃表の調整、デブスゲージの調整が正しくできているか			

その他特記事項(上記以外の事項を記載、技能実習生からの意見等)

② チェックリスト(転倒・滑落)

実習実施者名	備考		
技能実習生名			
技能実習指導員名			
チェックポイント		チェックポイント を満たせた 月日を記入	指導・指摘事項
日常からの注意事項	歩行・転落の危険性、注意事項を知っているか		
	技能実習生の作業現場に適した歩行練習をしているか		
	作業予定地の中の危険な箇所を把握しているか		
作業開始のチェック事項	当日の作業地の降雨、降雪などの天候予報等から危険地を予想把握しているか		
	スパイク付き靴を着装するなど滑り止め対策をしているか		
	作業前の準備体操を行っているか		
	作業地内の崖の上部など重大災害の危険がある場所では、ロープなどで立入禁止表示がされていることを知っているか		
作業道までの通り道での歩行等	作業に使用する道具は、リュックサック、背負子などで搬送し、両手を自由にしているか		
	作業地までの危険箇所を把握しているか		
	危険な箇所では、設置されている階段、支持ロープなどを使用しているか		
作業実施中でのチェック事項	移動時に倒木、丸太の上を歩いていないか		
	立入禁止の区域で作業を行っていないか		
	降雨、降雪時に危険が予想される傾斜地等は迂回しているか		
刈払機、チェーンソー作業時の足場確認 (刈払機、チェーンソー使用時)	刈払機作業において、山側から谷側に刈らないことに注意しているか		
	刈払機作業において、草等に隠れた根株、石等に注意しているか		
	伐木作業において、退避場所、退避路の支障になる灌木等は除かれているか		
	伐倒後の枝払い作業の場合、足場を確保しているか		
	伐倒後の枝払い作業の場合、伐倒木のうえで歩行・作業をしていないか		
	玉切り作業の場合、足下が不安定な場所で行っていないか		
その他特記事項(上記以外の事項を記載、技能実習生からの意見等)			

③ チェックリスト(育林作業)

実習実施者名		備考				
技能実習生名						
技能実習指導員名						
作業種	作業内容	チェックポイント	チェックポイント を満たせた 月日を記入	指導・指摘事項		
育林作業	安全衛生	作業衣・防護衣・保護具等を正しく着用しているか	肌を露出せず、袖じまり、裾じまりのよい作業衣・防護具を着用しているか			
			あごひもをしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用しているか			
			足に合っ、滑りにくく安全に配慮した丈夫な履き物を着用しているか			
			無線通信機器等又は呼子は携帯しているか			
		合図・指差呼称を適切に行っているか	緊急時の連絡方法(通話可能地点等)、手順を知っているか			
			合図を確実にしているか			
	手工具の使い方	作業用具の整理整頓は十分か	所定の場所に整理整頓して収納しているか			
			休憩時、刃物類を安全に置いているか			
		作業用具の点検整備は十分か	使用前に点検し、異常があれば補修しているか			
			使用后、ドロ、ゴミを落として次回に使えるようにしているか			
		刃物の研ぎ方は正しいか	刃物か砥石のいずれかを固定して研いでいるか			
			砥石の使用は刃物に応じたものを使用しているか 刃研ぎを行っているときに脇見をするなど、手元から目を離していないか			
		安全な歩行移動を行っているか	作業員間の距離は、手工具類の長さの2倍程度確保しているか			
			刃物の刃部にはカバーを取り付けているか 歩行の支障となるような持ち方はしていないか			
		安全な組作業を行っているか	上下作業を行っていないか			
			接近作業を行っていないか 作業員に接近する場合は、機械を停止しているか 相手に必ず合図して接近しているか			
		ナタの使い方は安全か	振り下ろす先に足膝等が位置するような姿勢で作業していないか 逆ナタで作業をしていないか			
			適度な力加減で作業をしているか(力任せの作業をしていないか) 細いかん木等を切る場合は一方の手で固定して切断しているか 刃先が当たるような障害物は取り除いているか			
		カマの使い方は安全か	カマの種類に適した刈り方、振り方をしているか			
			逆手や逆足をせずに正しい持ち方と足の構え方をしているか 足下よりも下方を刈っていないか 跳ね返るかん木類は安全に処理しているか			
		育林作業	熱中症・蜂対策は十分か	夏季の熱中症対策(水等の携行)は十分か		
				蜂刺されの恐れがある場所においては防蜂網を着用して作業しているか 蜂刺されの恐れがある場所においては蜂対策用品(自己注射器、ハチノック、蜂毒吸引器等)を携行するとともに、使用方法を理解しているか		
			安全な地拵え作業をしているか	上下作業を行っていないか		
				接近作業を行っていないか		
かん木等の刈払いの切り口は低く平滑にしているか						
下方を確認し、枝条の跳ね返りに注意して筋置きしているか チェーンソーを使用の場合防護ブーツを着装しているか 筋置きは安定するように落ち着かせているか						
安全な植栽作業をしているか	上下作業を行っていないか					
	植穴の根、石等は安全な方法で取り除いているか クワは作業前に点検し、柄ぬけ等のない完全なものを使っているか クワは大振りをしていないか クワで取り除けないものを他の方法で取り除いているか					
安全な除伐作業をしているか	反発力を弱めて処理しているか					
	接近作業を行っていないか 刃部に支障となる障害物は事前に処理しているか					
安全に枝打ち作業をしているか	ハシゴ等は確実に取付け、足場を安定して作業をしているか					
	道具類は完全なものを使用しているか					
	高所では安全帯を使用しているか					
	下方に作業員がいないことを確認しているか 枝打ち機械を使用している場合切創防止の手袋を着装しているか					
歩道、作業道等の修理は安全に作業しているか	転落、崩落の危険箇所では具体的な安全対策をしているか					
	通行者等へ危険が及ばないよう配慮しているか 作業員間の距離を十分にとっているか					
その他特記事項(上記以外の事項を記載、技能実習生からの意見等)						

④ チェックリスト(刈払機作業)

実習実施者名	備考
技能実習生名	
技能実習指導員名	

作業種	作業内容	チェックポイント	チェックポイントを満たせた月日を記入	指導・指摘事項
育林(刈払機)作業	安全衛生	作業衣・保護具等を正しく着用しているか	肌を露出せず、袖じまり、裾じまりのよい作業衣・防護具を着用しているか	
			ヘルメットはあごひもをしっかりと締めるなど正しく着用しているか	
			足に合って、滑りにくく安全に配慮した丈夫な履き物を着用しているか	
			防護衣・すね当ての装着、防振手袋の着用をしているか	
			防塵メガネ・フェイスバイザー等を着用しているか	
			イヤマフや耳栓をしているか	
			無線通信機器等又は呼子は携帯しているか	
			作業現場の危険箇所の把握、具体的な安全対策(標識等)をしているか	
			緊急時の連絡方法(通話可能地点等)、手順を知っているか	
	刈払機作業の基本	刈払機の装着は正しいか	肩バンド、腰バンド、股バンド等の適切な装着をしているか	
			刈払機の吊り金具は適切な装着をしているか	
			飛散防止装置を適切な位置に装着をしているか	
		安全にエンジンの始動、停止しているか	エンジンの始動は機体を安定させて行っているか	
			適正な操作でエンジンを停止しているか。移動の際はエンジンを止めているか	
			空ふかしなど不要にエンジンを回転させていないか	
		正しい基本動作を守っているか	バランスのとれた姿勢で作業しているか	
			両手ハンドルの機械を片手で操作していないか	
			足運び、ひざと腰を使った正しい基本動作を守っているか	
		上下作業・接近作業の禁止を守っているか	刈払作業で上下作業をしていないか	
			5m以内の立入禁止を守っているか	
安全のため15m以上離れて作業しているか				
他の作業者に接近する場合は、合図し、エンジンを停止しているか				
合図・指差呼称を適切に行っているか	合図を確実にしているか			
	作業中の作業者に近づくときは合図を確実にしているか			
	作業の要所所で確認すべき対象を確認し、指差呼称しているか			
刈払機の点検・整備は十分か	外部の清掃は十分か			
	外部から見える異常の有無を確認しているか			
	吊り金具・バンドの損傷の有無を確認しているか			
	緊急離脱装置と飛散防護装置を点検しているか			
熱中症・蜂対策は十分か	夏季の熱中症対策(水等の携行)は十分か			
	蜂刺されの恐れがある場所においては防蜂網を着用して作業しているか			
	蜂刺されの恐れがある場所においては蜂対策用品(自己注射器、ハチノック、蜂毒吸引器等)を携行するとともに、使用方法を理解しているか			
下刈作業	キックバックや刈刃位置に注意しているか	キックバックを起こしにくい部位(正面から右90度の範囲以外)で切断しているか		
		腰より低い刈刃位置としているか		
	刈幅・進行方向は適正か	適正な刈幅(大振りをしない)で刈払っているか		
		急傾斜地で斜面の下方に向かって作業していないか		
	かん木は安全な方法で切断しているか	かん木の切断(丸のこ刃)は8cm以下としているか		
		樹高の2倍の危険区域に入っていないか		
		跳ね返るおそれのあるかん木等は反発力を弱めてから切っているか		
	刈刃への接触防止を心掛けているか	刈刃に草等が絡まったときは、エンジンを停止して処理しているか		
		作業中以外はエンジンを停止しているか		
		休憩時等の刈払機の置き方は安全か		

その他特記事項(上記以外の事項を記載、技能実習生からの意見等)

⑤チェックリスト(伐木作業、造材作業)

実習実施者名	備考
技能実習生名	
技能実習指導員名	

作業種	作業内容	チェックポイント	チェックポイントを満たせた月日を記入	指導・指摘事項
伐倒・造材	安全衛生	作業衣・防護衣・保護具等を正しく着用しているか	肌を露出せず、袖じまり、裾じまりのよい作業衣を着用しているか	
			ヘルメットはあごひもをしっかりと締めるなど正しく着用しているか	
			足に合った防護ブーツを着装しているか	
			防振手袋は着用しているか	
			防護ズボン(又はチャップス)・すね当ては正しく装着しているか	
			防塵メガネ・フェイスバイザー等を着用しているか	
			イヤマフや耳栓をしているか	
			無線通信機器等又は呼子は携帯しているか	
			作業現場の危険箇所の把握、具体的な安全対策(標識等)をしているか	
			緊急時の連絡方法(通話可能地点等)、手順を知っているか	
	チェーンソー伐倒	支障木等は事前に除去しているか	周囲の支障木等は事前に処理しているか	
			跳ね返るおそれのあるかん木等は反発力を弱めてから切っているか	
		伐倒木の状態を確認し、伐倒方向を決めているか	隣接木とのつる絡み状態等を確認しているか	
			重心等を見極め、適正な伐倒方向を確認しているか	
		立入禁止区域に他の作業員等がいなかったか確認しているか	樹高の2倍の範囲内に他の作業員等がいなかったことを確認しているか	
			同一斜面で上下作業をしていないか	
		退避場所をあらかじめ選定して、確実に退避しているか	受け口を切る前に、退避場所を選定したか、退避路を確保しているか	
			定めた場所に確実に退避しているか	
		チェーンソーは最良の状態で使用しているか	外部の清掃、異常の有無、安全装置の機能を点検・補修しているか	
			移動時はエンジンを止め、ソーチェーンは正しく目立てしたものを使用しているか	
		受け口切りを正しく行っているか	深さは伐根直径の1/4(1/3)以上となっているか	
			下切りは水平に切り込んでいるか	
			斜め切りは30~45度の角度となっているか	
		追い口切りを正しく行っているか	下切りと斜め切りの終わりの部分は一致しているか	
			受け口の高さの2/3の位置から水平に切り込んでいるか	
		クサビを正しく使っているか	つるの幅は伐根直径の1/10程度確保しているか	
			同じ大きさのクサビを2本以上使用し伐倒方向を確実にしているか	
合図・指差呼称を適切に行っているか	予告合図、本合図、終了合図を確実にしているか			
	作業中の作業員に近づくときは合図を確実にしているか			
	作業の要所要所で確認すべき対象を確認し、指差呼称しているか			
安全なかかり木の処理を行っているか	2人以上の組で作業を行っているか			
	20cm未満の小径木は、木回し、ロープ、フェリングレバー等で処理しているか			
	木を回転させるときは押す方向に回しているか			
	20cm以上の中大径木は、牽引器具などを用いて処理しているか			
かかり木処理の禁止作業を行っていないか	牽引器具や機械を使用するときは、ガイドブロックで牽引方向を変えているか			
	かかられている木を伐倒していないか			
	かかられている木の枝切りをしていないか			
	投げ倒し(浴びせ倒し)をしていないか			
	かかっている木の元玉切りをしていないか			
造材	安全な枝払い作業を行っているか	かかっている木の肩担ぎをしていないか		
		かかり木の放置をしていないか		
		ため枝、ためしばは反発力を弱めてから切っているか		
		材の山側で元口から先端へ向かって作業しているか		
	安全な玉切り作業を行っているか	ガイドバーの根本部分を使って切っているか		
		同一斜面で上下作業を行っていないか		
安全な玉切り作業を行っているか	斜面上部で行い、材、チェーンソーの下に足を入れていないか			
	肩より高い位置で玉切り作業を行っていないか			
	同一斜面で上下作業を行っていないか			
		玉切材等は、くい止めなどを行い、材を安定させているか		

その他特記事項(上記以外の事項を記載、技能実習生からの意見等)

林業職種育林・素材生産作業における技能実習生の受入れに関する誓約書

実習実施者
氏名又は名称
住 所
技能実習生
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

林業職種育林・素材生産作業における上記の技能実習生を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に記載の事項を遵守します。
作業現場ごとに、以下に記載の緊急時における連絡体制図を作成し、技能実習生及び林業従事者に周知します。
2. 伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該技能実習生に対して指示をすることができる場所に技能実習指導員を配置します。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官に対し、報告を行うこと。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名

人数に関する申請者の概要書

1 申請者の概要

(ふりがな)		
① 名称		
② 現在受け入れている技能 実習生の数	第1号	人
	第2号	人
	第3号	人
③ 現在技能実習計画の認定 申請中の数	第1号	人
	第2号	人
	第3号	人
④ 常勤の職員の数		
	合計	人

(注意)

③には、本申請に係る技能実習計画を含みません。

④には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生及び一号特定技能外国人を含みません。

2 その他の特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名